

事業者各位

名古屋市

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、事業者の皆様におかれましては、下請負人等に対し消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないようによろしくお願いいたします。

消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報受付窓口については下記ホームページをご覧ください。

<消費税価格転嫁等情報受付窓口のご案内>

<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000056509.html>